

学生各位

学生支援部長

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の判断の目安について

国及び県の療養期間や濃厚接触者等の取り扱いを踏まえ、本学における新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の判断については、令和4年度第3学期以降、以下の目安により行います。

なお、個別のケースにより判断される場合もありますので、授業の欠席を伴う場合には必ず授業開始前に大学へ連絡して指示を受けてください。事後に、遡って出席停止の指示を行うことはできません。

また、あくまで大学による判断及び指示ですので、自己判断せず必ず大学へ連絡してください。

連絡先や連絡方法等の詳細は、令和4年9月12日付学長通知を参照してください。

<https://sun.ac.jp/files/libs/54891/202209121632326034.pdf?1664411379>

1. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の判断の目安

登校禁止の判断（出席停止を指示）		出席停止の期間	証明書類 （感染症罹患届に添付）
(1) 陽性者となった場合 （みなし陽性も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所から指定されたとき ・医療機関で陽性と判定されたとき （抗原検査・抗体検査・PCR検査問わず） ・長崎県陽性判断センターへ申請した場合 （県から発送されてきた検査キット、医療用検査キット、無料検査場での検査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所が指定する療養期間 （発症日を0日とし7日間、無症状者は検体採取日を0日とし5日間） 	罹患を確認できる書類(写) 以下いずれか一点 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者判断センターの受付結果(SMS・LINE等) ・医療機関の検査結果書又は療養証明書（有料） ・診療明細書 （二類感染症の記載要）等
(2) 濃厚接触者となった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者と同居している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所が指定する自宅待機期間 （陽性者との最終接触日を0日とし5日間） 	同居者の陽性を証明する書類（書類は上記参照）
(3) 発熱、風邪症状等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱（37.5℃以上又は平熱より1℃以上高い） ・風邪症状（咳、咽頭痛、倦怠感など） 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関受診】 ・PCR検査等で陰性確認できるまで ・医師が検査不要と判断した場合は当該受診に要する日時まで 【予約ができず未受診】 ・翌日以降必ず受診し、PCR検査等で陰性確認できるまで 【医療用抗原検査キット利用】 ・医療用抗原検査キット申込日時からキットが到着し陰性確認できるまで 	<ul style="list-style-type: none"> 【受診した場合】 以下いずれか一点 ・検査結果書 ・診療明細書又は領収証 【自己検査した場合】 以下2点とも ・検査後の判定ラインが確認できる検査キットの写真 ・検査キットの品目名、製造販売業者名がわかる写真（外箱、取扱説明書等） 【専用ブース等】 ・検査結果書

※ 上記以外で陽性者との接触が疑われる場合（飲食、旅行、カラオケ、ドライブ等）であっても、無症状の場合は原則として出席停止には該当しません。念のための検査等も基本的には欠席として取り扱われますので留意してください。

この場合、授業出席の際には必ず不織布マスクを着用し、少なくとも5日間は他者との距離確保や食事の際には黙食に努めるなど万一の感染防止に十分留意するとともに、自身の体調変化などの経過観察を慎重に行ってください。

2. 出席停止に係る手続きについて

療養期間（又は自宅待機期間）終了後、速やかに、届出を行ってください。届出がない場合は、出席停止として取り扱われませんので留意してください。

窓口：学生支援課

提出書類：感染症罹患届／感染症による欠席届（窓口にて配布）、証明書類（上記表参照）